

1 復旧の取組み(公共土木施設災害復旧の状況)

(1) 公共土木施設災害の状況

令和2年7月豪雨による県土整備部が所管する「公共土木施設災害復旧事業※」の実施箇所数は、**327か所**で工事費は**約79億円**

※公共土木施設災害復旧事業とは、大雨などの異常気象により被災した施設を国庫負担を得て原形に復旧する事業

(2) 災害復旧事業の進捗状況

令和4年5月末までに、305か所で工事が完了、残りの22か所も**今年中に完了予定**

銅山川 (大蔵村肘折)



応急工事後(R2.10.6)



工事完了(R3.9.1)

R2.7月豪雨による県土整備部所管施設の被害・復旧数

	被災箇所数	完了箇所数	備考
河川	244	234	R4年内完了
砂防	4	4	完了
道路	77	66	R4上半期完了
橋梁	2	1	R4上半期完了
計	327	305	

本沢川 (山形市長谷堂)



被災状況(R2.7.29)



応急工事後(R2.8.6)



工事完了(R3.5.1)

2 治水対策の取組み

(1) 令和2年7月豪雨の浸水被害の状況

最上川本川で9か所、
県管理河川では67か所で
浸水被害が発生



R2年7月豪雨の状況(月布川[大江町])

県管理河川の被害総数(要因別)

被害要因	被害総数
バックウォーター	15
内水氾濫	10
現況流下能力超過	42
合計	67

(2) 県の治水対策の取組状況

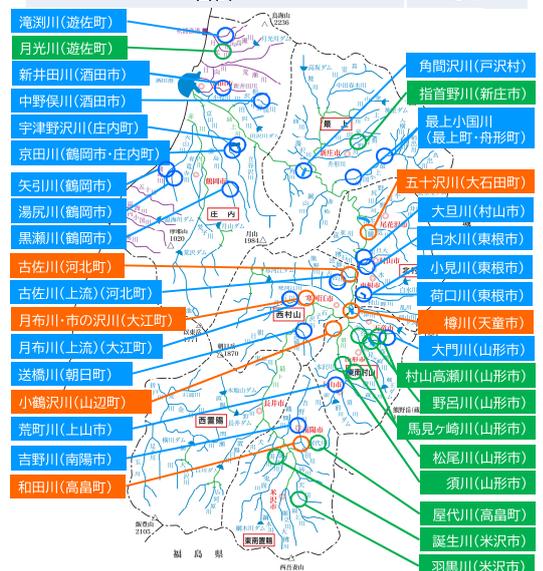
① 河川整備による再度災害防止

令和2年7月豪雨と同規模の洪水等に対し浸水被害の
解消を図ることを目標として、「防災・減災、国土強靱化
のための5か年加速化対策予算」を活用し、概ね**10年間**
(令和2年度～11年度)で**35河川(右図)**、**約500億円**
規模の河川整備を集中的に実施

① 7月豪雨で家屋浸水等の被害が発生した河川(R3調査着手→新規事業)

② 7月豪雨を含む近年の洪水により浸水被害が発生した河川(継続事業)

③ 沿川に住宅地が多く浸水被害が想定される河川(継続事業)



❖ 令和4年度からの新規事業箇所

令和2年7月豪雨で浸水被害が発生した古佐川や和田川など、6か所7河川で今年度事業着手し、測量・設計を実施中



古佐川(河北町)



和田川(高島町)



R4新規事業箇所(6か所7河川)

❖ 令和4年度に整備効果発現が見込まれる主な箇所

角間沢川 (戸沢村蔵岡)

- 平成30年8月、2度の浸水被害が発生
- 国土交通省、戸沢村と連携し、輪中堤を整備



↑被災状況(H30.8月)

【被災状況(H30.8月)】

H30.8. 5～ 6 床上浸水9戸、床下浸水75戸
H30.8.30～31 床上浸水2戸、床下浸水20戸



築堤工事で「ICT施工」を実施、工期短縮等により生産性向上



6月中旬に集落を囲む輪中堤がつながり家屋浸水を解消
施工状況(R4.5月)

大旦川 (村山市河島 外)

- 最上川水位上昇に伴い大旦川水門が閉鎖し、浸水被害が発生
- 令和4年度末に調節池が一部完成予定

【被災状況(R2.7月)】
浸水面積406ha
床上浸水28戸、床下浸水11戸



被災状況(R2.7月)



大旦川の水を一時的に貯めることで、令和2年7月規模の豪雨での家屋浸水を解消

施工状況(R3.10月)

白水川 (東根市松沢 外)

- 最上川のバックウォーターで堤防決壊し、浸水被害が発生
- 令和4年度末に堤防復旧・嵩上げが完成予定

【被災状況(R2.7月)】
浸水面積220ha
床上浸水5戸、床下浸水20戸



被災状況(R2.7月)



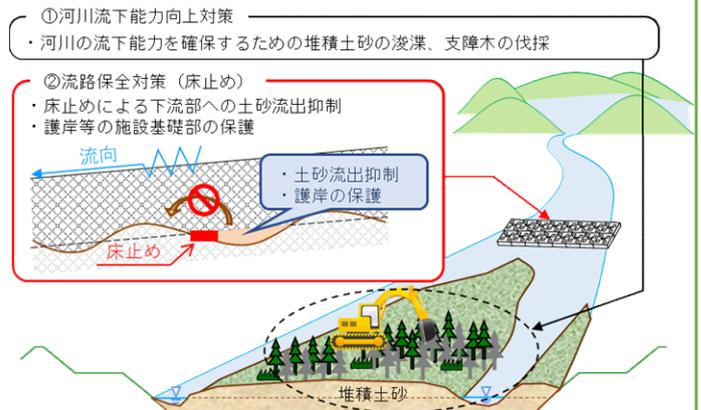
施工状況(R3.10月)

② 流下能力の確保対策(河川流下能力向上・持続化対策事業(令和4年度～7年度))

- ▶ 平成24年度から、堆積土砂や支障木の撤去を実施し、氾濫を防ぐ効果を発揮
- ▶ 令和4年度から、下流への土砂流出対策などを加え、令和7年度までの4か年で集中的な対策を実施



取組み事例(堆積土砂の浚渫・支障木の伐採)



「河川流下能力向上・持続化対策計画」の概要イメージ

③ 堤防の強靱化対策

- ▶ 河川堤防の決壊を防止するため、堤防補強(アスファルト舗装や法肩ブロックの設置)を実施
- ▶ これまでに約47kmの堤防補強を実施(令和4年5月末時点)、継続して強靱化対策を実施



堤防強靱化実施状況(升形川[新庄市])

④ わかりやすい河川情報の発信

- ▶ スマートフォン画面对応による「河川・砂防情報システム」の利便性の向上(令和3年4月) <パソコン画面>



スマートフォン画面運用のイメージ

3 今後の対応 ～流域治水の推進～

流域治水プロジェクト

(最上川、赤川、荒川は令和3年3月30日、二級水系は令和3年8月31日に策定・公表)

3つの柱	■ 氾濫をできるだけ防ぐ・減らす	■ 被害対象を減少させる	■ 被害の軽減、早期復旧・復興
対策内容	(河川区域) ・ 河川整備 (集水域) ・ 雨水幹線、水田貯留 等	・ 災害リスクを考慮した立地適正化計画の作成および居住誘導 ・ 土地利用規制・誘導 ・ 雪対策との連携(高床住宅) 等	・ 危機管理型水位計等の整備 ・ ハザードマップ ・ 避難計画 等
推進体制	<p>「流域治水協議会」を設立(国・県・市町村等で構成)</p> <p>流域のあらゆる関係者が協働し、ハード・ソフト一体となって流域全体で水害を軽減させる「流域治水」を計画的に推進</p>		